

**令和５年度法務省委託「ビジネスと人権に関する調査研究」報告書改訂に関する入札
総合評価基準書**

令和５年６月

公益財団法人人権教育啓発推進センター

令和５年度法務省委託「ビジネスと人権に関する調査研究」報告書改訂に関する入札総合評価基準書

本書は、令和５年度法務省委託「ビジネスと人権に関する調査研究」報告書改訂に関する入札総合評価基準を取りまとめた総合評価基準書である。評価の方法及び提案内容の評価基準については、以下のとおりである。

１ 総合評価（加点方式）

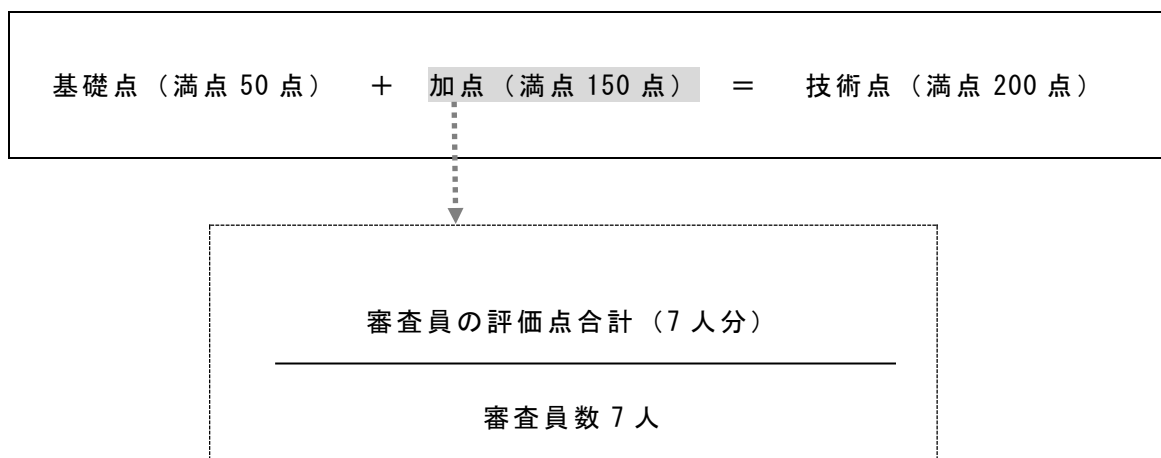
総合評価（加点方式）は、提案内容を評価した「技術点」及び入札価格を元に算出した「価格点」（入札価格を予定価格で除した値を１から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値）の合計で得た数値の最も高い者を受注者とするものである。

なお、技術点と価格点の比率は２対１とし、総合評価点は３００点満点とする。

技術点 (満点 200 点)	+	価格点 (満点 100 点)	=	総合評価点 (満点 300 点)
-------------------	---	-------------------	---	---------------------

２ 技術点の評価方法

技術点は「基礎点（仕様準拠に対する得点）」と「加点（付加価値提案に対する得点）」を算出した後、以下の算式により決定する。



※「基礎点」項目については、当該事業担当者が評価（採点）を行う。

※「加点」項目については、審査員（7 人）が評価（採点）を行う。

（１） 基礎点項目に対する評価

別紙「評価項目一覧」における評価基準の要求要件（1-01、2-01、3-01、3-02、3-03）を全て満たしているか否かを確認し、満たしている場合は「合格」とした上で、「基礎点」を付与する。

なお、提案書には要求要件の実現方法が具体的・網羅的かつ明確に記述されていることが必要であり、具体的・網羅的かつ明確に記述されていない場合には、「不合格」とすることがある。

(2) 加点項目に対する評価

上記(1)によって「合格」とされた提案書について、以下により評価を行う。

- ア 別紙「評価項目一覧」の「加点」欄に点数が示されている項目(1-01、2-01、3-01)について評価する。
- イ 別紙「評価項目一覧」における各評価項目の評価基準の内容に基づき、加点が設定されている評価基準の観点から審査を行い、加点を付与する。
- ウ 審査員は7人とし、A、B、C、Dの4段階で評価する。
- エ 評価の換算計算は、配点に対する評価の比率に配点を掛け合わせる方法とする。

- ・評価Aの場合： 加点配点(満点) × 100%
- ・評価Bの場合： 加点配点(満点) × 50%(小数点以下切捨)
- ・評価Cの場合： 加点配点(満点) × 30%(小数点以下切捨)
- ・評価Dの場合： 加点配点(満点) × 0%

評価 ラン ク	評価基準	加点配点
		25
A	通常の想定を超える素晴らしい提案内容である。	25
B	通常想定される提案であり、適切な内容である。	12
C	おおむね妥当な提案内容である。	7
D	内容が不十分である。又は、記述がない。	0